

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属

景観まちづくり課

開発行為に関する工事の完了公告前における建築物の建築等の承認

根拠条文

都市計画法第37条

開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建設物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

審査基準

- ・ 官公署、地区センターその他の公益的施設を先行的に建設する場合
- ・ 既存の建築物等を開発区域内に移転し改築する場合
- ・ 自己の居住又は業務の用に供する建築物の建築を宅地の造成と同時に行う場合でこれを切り離して施工することが不適當な場合
- ・ 第二種特定工作物に係る開発許可に際し、当該開発行為と第二種特定工作物の建設を一体的に行うことが合理的と認められる場合

標準処理期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
6日	機 関 期 間		機 関 期 間	東部・西部総合事務所生活環境局、八頭・日野総合事務所県土整備局	申請は申請地を管轄する生活環境局建築住宅課又は県土整備局維持管理課で受け付ける。
				6日	